

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-11-09

南洋興発(株)の沖縄県人政策に関する覚書：導入初期の方針を中心として

IMAIIZUMI, Yumiko / 今泉, 裕美子

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

131

(終了ページ / End Page)

177

(発行年 / Year)

1992-09-18

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002630>

南洋興発(株)の沖縄県人政策に関する覚書 —導入初期の方針を中心として—

今泉 裕美子

はじめに

第一章 南洋府の南洋群島経営方針

第二章 南洋興発(株)の沖縄県人政策

第一節 松江春次の南方進出論と南洋群島経営方針

第二節 会社の経営方針による沖縄県人の導入

第三章 南洋興発(株)の沖縄県人政策がもつ問題点

第一節 一九二七年のサイパン島ストライキ

むすびにかえて

はじめに

南洋庁の南洋群島統治に関する研究、またはこれに言及する文献は、統治の対象を現地住民と日本人とに二分して論じてきた。ここでは、現地住民は同化の対象であり、日本人は現地住民を「啓発」する模範となるべき開拓移住者と位置づけられている。

南洋庁施政下の南洋群島では、在住日本人の半数以上が沖縄県人であり、⁽¹⁾ 南洋群島は「沖縄の延長」と評される一面をもつた。沖縄県人の大半は、南洋群島経営の中心的役割を果たした南洋興発^(株)に関わりをもち、雇用者の半数以上を占めていた。⁽²⁾ 彼らは南洋興発^(株)により、南方進出の拠点である南洋群島開拓の担い手として選ばれ、導入された。このような状況において、日本の歴史的な対沖縄政策、および「沖縄人」の位置づけをみると、南洋群島経営は、沖縄県人経営の側面を持つのではないか、と考える。

そこで本稿では、南洋群島統治の特徴を明らかにするため、南洋庁の沖縄県人政策を考察する一助として、南洋興発^(株)の経営初期に於ける沖縄県人政策を検討する。

南洋庁設立以前の南洋群島では、第一次世界大戦で日本海軍に占領されていらい、「一時占領」の前提のもとに軍政がしかれた。海軍はさらなる南方進出を目的に、南洋群島を軍事的、経済的拠点とするため、この地域を「日本化」しつつ領有しようと試みた。海軍は從来、陸軍の北方進出に対して、諸大国との摩擦を避けての「平和的＝経済的」南方進出を主張してきた。よって経済面では、南洋群島を、さらなる南方發展の「策源地」や「階梯」にすべきであると考えた。⁽³⁾ それは、南洋群島そのものには生産的な価値は少なく、むしろ蘭領ニューギニアなどのいわゆる「外南洋」（南洋群島を「内南洋」とし、その外側の地域で、主に島嶼部を含む東南アジア地域をさす）に資源を求める方が有益であるとの認識に基づいていた。そこで、南洋群島に経済活動の拠点化をはかり、交易業の保護育成につとめた。また、地場産業の育成として、ドイツ時代からの椰子栽培に加えて、製糖業を導入し奨励した。

製糖業では、西村拓殖^(株)、南洋殖産^(株)の二会社が中心となつて朝鮮、沖縄から移民を入れ、經營にあたった。しかし軍政期末には、軍政庁の産業政策が方針通りの成果をおさめず、さらに戦後恐慌、現地の天災が重なり、殆どの企業が吸收・合併もしくは閉鎖状態となる。製糖業では、当時の南洋群島在住日本人、朝鮮人（軍人、官吏を除く）のほぼ1/3を占める約千人の労働者がおり、「眞に饑餓線を彷徨ふ」状況となつたといわれている。⁽⁴⁾

南洋群島の委任統治を受託し、統治機関を準備していた日本政府は、南洋群島の経済的疲弊が国際

世論の悪化を招くのではないか、と懸念した。拓務省、海軍、帝国議会では「一大拓殖会社」設立の議論もみられた。

こういった状況を背景に、一九二一年十一月には、軍政期の製糖会社を整理、継承する形で、南洋興発(株)が設立する。この会社は東洋拓殖(株)の子会社的存在で、資金や経営に東洋拓殖(株)が関与し、「半官半民」の性質を帯びていた。一九二二年四月に南洋庁が設置されてからは同庁の手あつい保護を受け、その出港税で府財政を独立させるほどの発展をみた。そして「北の満鉄、南の南興」「群島と興発会社は共存共死、一蓮托生の関係」と評されるほど、南洋群島統治や南方進出の中心的な役割を担つていった。

ところで、従来、南洋庁施政下に沖縄県出身者が多い理由は、次の二点で説明してきた。すなわち、日本の「無産農民」の救済を第一義とし、さらに甘蔗栽培に習熟しているという点で沖縄県人が最適であると考えた南洋興発(株)の移民招致の要因と、沖縄県の移民送出の要因、つまり一九二〇年代から三〇年代にかけての「ソテツ地獄」と呼ばれる経済的困窮である。そして、一九三〇年代前半までの移民を「個々人の自由意志にもとづいてなされた」ものとし、それ以降の移民を「日本帝国主義の侵略の一環として」「侵略を補完する役割を担わされた」という点で「趣を異にする」ととらえてきた。つまり、「南進」が国策化する一九三〇年代半ばを機に、沖縄県からの移民は性質の異なるものとして論じられてきた。⁽⁸⁾

また、南洋群島での沖縄県人の状況については、安里延の評価に代表されるように、移民が「十数年にわたり克苦精励」することで「生活の安定をうると共に教養も高まつて労資協調、共存共榮の気風がおこり、明朗な平和の生活を送つ」たとみなされてきた。すなわち、南洋興発(株)の「無産農民」救済という目的にかなつて、沖縄県人が様に生活の安定を得る一方、労資協調のもとで「南洋群島の開発と發展に大きな貢献をなした」というものである。

以上のような見解に対して筆者は、南洋群島經營の面から同地での沖縄県人を意義づけるにあたり、次のような点に注目したい。それは、南洋群島を軍事的、經濟的南方進出の拠点とすることを前提に移住者を送りこむ際、沖縄県人が選ばれたことの意味である。すなわち、彼らは開拓の始原期に「開拓者として実に偉大な天分を持つてゐる」として導入された一方、「植民地的偉業については見落とされ、むしろ「無言の蔑視、差別待遇」を以て扱われる状況にあつた。しかしこうした状況の中でも、沖縄県人在住日本人の過半数を占め、その活動によつて南洋群島が軍事的、經濟的南方進出の拠点たりえる基盤が整えられ、そのための日本人の大軍入植が南洋群島の「日本化」を進めた。⁽¹⁴⁾そして、一九三〇年代半ば、日本が國際連盟を脱退して國策「南進」を公言する時期になると、國策としての軍事的、經濟的拠点化政策が公然化する。この際沖縄県人の活動は、「日本人」の南方開拓能力を示し、進出を既成事實化する点で積極的に評価されるようになる。こういった過程をみると、沖

沖縄県人は国策を「担わされた」という点では次のように評価できるであろう。すなわち、南洋群島が軍事的、経済的南方進出の拠点とみなされた以上、沖縄県人が政策的に導入されたことは、彼らの意図にかかわらず、導入の当初から南方進出の道を開く役割を「担わされ」ていたのではないか、ということである。このような沖縄県人の位置づけは、南洋群島経営の中で潜在的な意図として存在し、これが国策「南進」期を分岐点として、公然と強調されたに過ぎない、と考える。また、沖縄側でも、國や企業の主張に応じ、自らもそれを強調することで、経済的な閉塞状況の打開、「日本人」としての自らの正当化をはかつた時期があつたことも、留意すべきであろう。

以上のような視点から本稿では、南洋群島経営、ひいては「南進」政策のなかでの沖縄県人を意義づけるにあたり、南洋興発(株)の沖縄県人政策に着目する。それは、南洋群島経営における同社の役割をみたとき、その沖縄県人政策が、南洋群島全体のそれを規定したのではないか、と考えるからである。よつて本論では、政策的に南洋群島に沖縄県人導入が始まつた時期、すなわち、南洋興発(株)の經營開始時の沖縄県人政策を考察する。

そこで第一章では、南洋庁の南洋群島經營方針を明らかにする。ここでは、統治の中で製糖業がいかに重視され保護されていたのかをみると、南洋興発(株)の經營が南洋庁の政策を逆に規定したことの裏づけとしたい。南洋庁が沖縄県人導入について具体的にどういった保護を与えたのかについては、現時点ではその事実関係が明確ではないため、稿を改めて論じたい。第二章では、松江の南方

進出論と南洋群島經營論、および会社の經營方針を明らかにする。そしてこれにもとづいて、沖縄県人がどういった南洋群島經營構想の下に導入されたのか、を考察する。第三章では、一九二七年にサパン島で沖縄県人を担い手として行われたストライキについて、これを会社の「無産農民」＝沖縄県人政策に対する沖縄県人の問題提起ととらえ、検討する。そして、このストライキによるその後の「無産農民」＝沖縄県人政策への影響をみると、南洋興発(株)の經營の中での沖縄県人を位置づけたい。

南洋興発(株)の經營初期に於ける經營者側の方針や經營の実際、特に沖縄県人導入をめぐる問題を示す史料については、筆者は現時点では松江の回顧録「南洋開拓拾年誌」以外には接していないため、本稿では専らこれに依拠することになった。よつて、松江以外の經營者の意図、および經營の実際、その下での沖縄県人の実情、南洋庁の移民導入に関する保護政策などについては、史料の発掘を進めつつ、今後検討したゆきたい。

注

(1) 表1を参照。

(2) 表2および表3を参照。

(3) 小稿「日本の南洋群島統治（一九一四—二二）」「国際関係学研究」

No.十七 別冊、一九九〇年三月、十二

(4) 松江春次「南洋開拓年誌」一九三一年、五六頁（以下、松江、一頁、として本文中に記載）。

(5) 今泉、前掲論文、十三頁。

(6) 第六代南洋府長官林寿夫「群島財政の独立に寄与貢献せし南洋興発の功績」「南洋興発創立二十周年記念所感」推定一九四一年。

(7) 本来「移民」とは「労働を目的とする外國渡航者」と定義される（石川友紀「沖縄と移民」「新沖縄文學」四十五号、一九八〇年六月）。南洋群島は委任統治地域であり、正式な領土と性質を異にするが、台湾、朝鮮と同様、植民地の扱いを受けているため、ここへの出稼者は「移住者」と定義されるべきであろう。

しかし、本稿で多く引用する松江春次の著作が「移民」を使用しているため、「これに統一する」とした。

(8) 西原文雄「國策としての拓殖移民」沖縄県「沖縄県史 移民」第7巻、巖南堂、一九七四年、五七一頁。

(9) 安里延「沖縄海洋發展史」一九四三年再版（一九三六年発行）四七七頁。

(10) 石原友紀「海外移民の展開」沖縄県、前掲書、三九八頁。

(11) テニアン製糖所長藤田達一談、饒平名智太郎「南進日本の現状」「改造」一九四一年、二十一頁。

(12) 饒平名の意見、饒平名、前掲記事、一七頁。

(13) 仲原善徳「南洋群島再遊記」「南洋情報」南洋通信社、一九三九年。

(14) これについての概略は、小稿「日本軍による支配の実態と民衆の抵抗」ミクロネシア」「歴史評論」No.五〇八、一九九二年八月、を参照。

第一章 南洋庁の南洋群島經營方針

南洋群島のC式委任統治は、日本が、太平洋に利害を主張するイギリスおよびイギリス連邦諸国、アメリカと軋轢を深めながらも手にしたものであった。それは、日本が南洋群島の委託統治を受託することに次の二点の意義を認めたからであった。第一には、自らが國際社会の「一等国」にふさわしい国であることを証明する絶好の機会となるものであり、第二に、熱帶の資源や移住地を獲得し、さらに南洋群島を拠点として「南方進出」の道を開くことである。日本政府は前者、すなわち委託統治の精神たる「住民ノ物質的精神的幸福並社会的進歩ヲ極力増進」を進めつつ後者を実現してゆく方針をとった。

委任統治条項を履行しつつ、南洋群島を、經濟的南方進出の拠点とし、食糧・資源の供給地としようとする考えは、初代南洋府長官手塚敏郎（前臨時南洋群島防備隊民政部長）も強く主張する点であつた。彼は、南洋群島が委任統治となつても、ここを「啓発する」ためには、日本人の移住による開発が不可欠であるとし、「植民地として考慮することは差支へないこと」と思ふ述べている。そして、拓殖事業によつて、熱帶産の工業原料を得、日本人の移民地として「有望の地」とすべきだと強調した。また、商業に関しては、多くは期待できないとしつつも、ここを「踏台として更に先へ進んで行くといふ一つの階梯にして行かなければならぬ」と主張している。よつて、産業の發展を図る

「ことで、委任統治の「実績」を見せ、「他国に日本の誠意」を示したいとした。^[1]

産業の発展で委任統治の実績を示そうとする見解は、後述する松江春次南洋興発(株)社長の南洋群島経営理念と共通するものであった。

一方、軍政期末の南洋群島経済の疲弊は、数々の社会問題を顕在化させていた。例えば、拓殖事業の行き詰まりによる日本人労働者の失業や困窮、朝鮮人労働者によるストライキの発生など、である^[2]。また、拓殖事業の進展によって土地や食糧を脅かされた現地住民の中には、「騒擾事件」を起こし、窮状を訴える者もいた^[3]。

これらの状況は、委任統治を受託した日本政府にとって、国際世論の注目を引き得る懸念すべき事態であった。よって政府内では、東洋拓殖(株)などの援助のもとに移民拓殖を行う「特殊企業会社設立」の案も出され、いち早く南洋群島経済を建直そうとの動きがあつた。

そこで南洋庁は、南洋群島の地場産業を確立し、日本人の移民拓殖によつてそれらを発展させることを第一義として、それを製糖業に委ねたと考えられる。製糖業が選ばれた理由は、一般には、松江春次の熱意ある主張が政策当局者や東洋拓殖(株)に受け入れられたことで説明されてきた（松江、六二一六四頁）。しかし、製糖業は軍政府自らが導入し、ある程度確実な資本を入れて、保護奨励していること^[4]、日本人を担い手としての拓殖事業となりうこと、などが背景にあったものと考えられる。こうして選ばれた製糖業に南洋庁がどれだけ力を注いだかは、南洋興発(株)にこれを独占させ、数かず

の保護を与えたことに、明らかであろう。

そこで次に、保護の具体的な例として、南洋興発(株)の製糖業の独占体制の確立、各種補助金の交付、税制、土地の確保、甘蔗栽培の管理励行などについてみてゆきたい。

まず、南洋興発(株)に製糖業独占の道を開いたのは「糖業規則」（一九二二）であった。

この規則では、砂糖製造業を南洋庁長官による許可制としている。しかし、事実上は「一島一社」主義（松江、一六七頁）をとり、現地住民の白下糖製造までとりあげるなど、個人的な製糖すら禁止したという^[5]。また、長官は必要に応じて「原料採取区域」を指定し、指定区域の甘蔗栽培者に、定められた企業以外に甘蔗を搬出したり、許可なく甘蔗以外の作物を作ることを禁じた。一方、会社側も許可された買収価格で期限内に甘蔗を買い取る義務を負つた。こうして南洋興発(株)の製糖業独占が実現した。

第二に、南洋興発(株)への補助金は、一九三六年の廃止まで六回の改正をみた「糖業奨励規則」（一九二二）によつて保証された。この規則は改正ごとに奨励の対象を、甘蔗の栽培者、砂糖の製造移出者、甘蔗園の設置者へと拡大していくた。

甘蔗栽培には、品種改良用の苗の輸移入、南洋庁の指示する品種の一町歩以上の新植、甘蔗栽培用の開墾に対する奨励金を下付するものであった。砂糖の製造移出には、南洋庁の定めた種類、数量の砂糖を製造し、南洋群島外に移出する者に、百斤につき一円以内の奨励金を出した。また、蔗苗園を

設置する者には、一町歩につき百円以内の奨励金を下付するものとした。⁽⁶⁾

また休閑地に綠肥作物を栽培する者に奨励金を出し、地力の回復を励行した。そのほか、製糖機械の輸入、工場建設などにも補助金が交付された。

第三の税制も、南洋興発株に対する資金援助の一手段になりえたと思われる。南洋群島の企業は、一九三八年までに営業税、所得税は徴収されず、南洋興発株は出港税のみの納付義務を負つた。それも、経営初期の財政が困難な時期には、担保つきで延納が許可されていた⁽⁷⁾。出港税は、日本内地および植民地で消費税が課される砂糖、酒精を南洋群島から移出する際、移出先の内国税にあたる税を徴収するものであった。よって、移出先では内国税は賦課されず、さらに、南洋群島内で消費するものや外国に輸出するものには課税されなかった。

第四に、土地の確保については、南洋庁が官有地を拡大し、南洋興発株に低廉に貸し下げることで実現した。南洋興発株は、西村拓殖株、南洋殖産株から継承した約九百町歩の土地以外は、開墾地の殆どを南洋庁からの貸し下げに依存したといわれている⁽⁸⁾。

南洋庁は土地について、旧慣と現地住民の権利の保護として、住民が官以外に許可なく土地を売買、譲渡することを禁じた。そして、「土地調査規則」（一九二五）制定以前の一九二三年十二月から、「土地関係が最も複雑なサイパン島」で、「臨時事業」としての調査を行い、調査総面積の78%を官有地とした⁽⁹⁾。南洋興発株はこれらの大半を、五ヵ月間は開墾期間として無料で、それ以降は、甘蔗

栽培地は一年につき三円／町歩、鉄道用地は二十銭／町歩、工場用地は十五銭／坪で借り受けた。⁽¹⁰⁾

第五に、甘蔗の栽培、管理に関しては、南洋興発株の抱える問題に則して規則が制定され、励行した。例えば、「病害虫駆除予防規則」（一九二四）は、南洋興発株が最も苦心した甘蔗の害虫オサゾウ虫の駆除のために、南洋庁に「制定して貰つ」（松江、一四九頁）た法令であった。規則では、義務を怠った場合、支庁長が駆除を代行したのち費用を徴収し、必要に応じて「警察官吏」に「監視督励」させるという、強制力を伴うものであった。また、サイパン支庁では、捕獲した鼠一匹について五銭を与え、駆除を励行した。

このほか、南洋庁のサイパン島農事試験場の分場では甘蔗の品種改良を行うなど、南洋庁は南洋興発株に対し、生産から流通にいたるまで全面的な保護をおこなった。

しかしながら、南洋興発株の経営初期において、最も核心的問題であった労働力の確保、つまり、沖縄県人の導入に関する保護については、未だ不明な点が多い。例えば、法制度の存在⁽¹¹⁾、沖縄から⁽¹²⁾の定期的な直航路の有無⁽¹³⁾、などの事実関係については検討を要し、今後明らかにしてゆきたい。

注

(1) 「裏南洋の最近事情」上下【南洋協会雑誌】第七卷九—十号、一九二一年、「南洋群島の将来」同上書、第八卷五号、一九二二年。

(2) クサイ島で棉花栽培を行っていた南洋拓殖株で、一九一九年十月、労働賃金に関する契約違反から朝鮮

人労働者のストライキが生じ、朝鮮人二名が撲殺された。原因は、賃金のみならず、日本人の朝鮮人に対する「傳習的侮辱ノ觀念」に起因する」とも指摘された。武内康吉最上艦長「クサイ島報告」一九一〇年四月一七日、防衛庁防衛研究所戦史室図書館蔵「大正戰役戰時舊類 南洋群島關係」(以下、防衛庁「戰時舊類」と略)卷二十八。

(3) 今泉、前掲論文、一九九〇年、十五頁、注9。

(4) 東郷吉太郎「領内南洋の産業」『南洋協会雑誌』第七卷第六号、一九二一年、五六頁。

軍政期の第二代司令長官であった東郷は、製糖業が南洋群島に導入された経緯について、軍政府の強い関与があったことを次の様に述べている。すなわち、「一九一四年の台風と一九一五年の貝殻虫の害により椰子が被害を受け、現地住民が食糧難に陥った。そこで、軍政府が小笠原から甘蔗苗一千本を買収して現地住民に交付し、一九一六年に法律を施行して強制的に栽培させた。」の経緯は、軍政府が製糖業に力を入れた理由の一端を示すものである。

(5) 大宜味朝徳「サバイパン島案内」南島社、一九三〇年、十六頁。

(6) 南洋庁は、拓殖事業のうち、椰子栽培、畜産、水産業にも各「奨励規則」を設けた。また、パインアップル、果樹、珈琲、カカオ、蔬菜などの農産物栽培には、「一九二三年に「農産奨励規制」を制定した。よつて、製糖業にのみ、「糖業規則」、「糖業奨励規則」の二規則が制定された。

(7) 一九三八年の税制改革で初めて邦人に所得税および邦人営業収益税が課せられる」となった。

(8) 「南洋興発(営業報告書)」第五期(1923.10.1—1924.9.30)、第六期(1923.10.1—1924.9.30)。

(9) 矢内原忠雄「南洋群島の研究」岩波書店、一九三八年、一〇七頁。

(10) 外務省条約局法規課「委任統治領南洋群島 前編」一九五九年、二三三四—二三三五頁。

(11) 内外糖業調査会「内外糖業時報」一九三八年四月一十日。

- (12) 南洋興発株「南洋興発(事業概要)」一九三六年推定、三一—三三頁。
- (13) 移民導入に関する法律では、「南洋群島出稼人規則」(一九一九)と「南洋群島在留者取締規則」(一九二五)がある。前者は、十名以上の団体労働者を対象に雇用者との契約義務を定め、後者は三ヵ月以上の滞在者に届け出の義務を定めている。

(14) 不定期に沖縄から直航便が出ていたとの話もある(一九二二年一月一十七日南十字の会会員の談、筆者聴取り)。

第一章 南洋興発(株)の沖縄県人政策

第一節 松江春次の南方進出論と南洋群島經營方針

生涯を通じて製糖業に携った松江春次(一八七六—一九五四)⁽¹⁾は、独自の南方進出論をもち、「南洋開拓拾年誌」(一九三一)、「ヨーギニア貿易案」(一九三四)⁽²⁾など、いくつかの著作にその主張を述べている。

「南洋開拓年誌」は、彼が南洋興発(株)の經營方針および經營初期の状況について唯一詳細に記したものである。よって本章では、この著書によりつて、松江の南方進出論、南洋群島經營論、そして南洋興発(株)經營初期に於ける沖縄県人導入の方針を明らかにする。

⁽¹⁾ 本が出された一九二二年とは、南洋興発(株)の創立十一年目にあたり、事業が基礎がための段階

をおえ、製糖業以外にも事業を拡大しつつある時期であった。南洋興発株は一九二三年のサイパン製糖工場の竣工^{〔1〕}いらい、甘蔗栽培の失敗などから事業が難航し、内地で「南洋絶望論」が唱えられる程の苦況にあつた（松江、一三三一—四〇頁）。そして、一九二五年の第三回製糖で、初めて優先株式に配当をなしそる「成功」を収め、「南洋糖業の確立」を果たした（松江、一五一頁）。翌一九二六年にはサイパンで酒精製造を開始し、一九三〇年にテニアン製糖工場、一九三四四年にはロタ製糖工場の竣工^{〔2〕}と、事業は三島に広がつた。そして、一九三一年には蘭領ニューギニアでオランダ法人の「南洋興発合名会社」を設立して棉作事業を開始するなど、事業を拡大してゆく。一九三二年四月には、南洋興発株の納付する出港税の急増により、南洋庁は国庫補充金を不要とする財政の独立を果たし得た^{〔3〕}。その後も数々の子会社を設立し、漁業、製水、石油、燐鉱探掘・精製、澱粉製造など多方面に事業を拡大した。また事業地もニューギニアをかわきりに、ジャワ、フィリピンなどのいわゆる「外南洋」地域へ、また戦時には軍命により海南島、グアム、アンボンなどへ進出した。

事業開始当時と一九三二年の経営状況を比較すると、資本金は三百万円から七百万円に、そして一九三三年には一挙に二千万円へと增资され、開墾面積も一、〇三四^{〔4〕}から、七、一七〇^{〔5〕}に、産糖高は一、二八^{〔6〕}から四一、七四六^{〔7〕}へと、それぞれ七倍となっていた。

一方、一九三〇年代初期とは、海軍が軍事戦略的見地から、南洋群島の調査を本格的に開始する時期でもあつた。すなわち、ロンドン軍縮条約による不足兵力を航空兵力で補うため、航空基地として松江の南方進出論、南洋群島および南洋興発株経営論は、こういった歴史的状況を反映しつつ、事で陸軍の「北進」が具体化するなか、南方進出を強調する声も高まり始めた。国際連盟からの脱退に関連して、南洋群島の処遇をめぐる議論も盛んになり、「海の生命線南洋群島」といったスローガンが生まれたのもこの頃である。

松江の南方進出論、南洋群島および南洋興発株経営論は、こういった歴史的状況を反映しつつ、事業の成功に基づく自信に裏づけられて語られたものと思われる。よつて、経営初期の事情については、既成事實化したことから抽出された部分も少なくないという点も考慮しながら、次にその内容をみてみたい。

松江の南方進出論は、日本の過剰人口問題の解決と農産資源の獲得の急務を動機とする。そして、多くの土地を持つ国家が「進んで不用の領土を開拓^{〔8〕}すること」と、日本が「特別な野心」を持たず、進出先の国と「公明な協調」関係をもつことを基調としていた。彼は、「北方」が「間接的資源（燃料、鉱物其他）」の産地とし、「直接的資源（食糧農産資源）」が得られる「南方」こそが進出に最適であると考えた。そして、「最高の科学と産業を結びつけ」た企業による経済的進出が最良の手段であると強調した。

この文脈の中で南洋群島は、「一見開拓を絶望ならしめる程のもの」ではあるが、「科学的研究」によつて予想外の「経済価値」を發揮できる地域と位置づけられた（松江、四〇頁）。すなわち、南洋群

島は「産業的価値を要求すべき所ではな」く、「いわゞ足溜りで之をステッピングストーンとして表南洋への進出をはかるべき」地域であり、外南洋進出のための「一大実験地」にすべきであると考えられた。したがつて、南洋群島の委任統治とは、「南方に大和民族の活路を授くる神の聖慮であり、連盟を通じて顯れた天の啓示」であった（松江、「序」および一—十八頁）。

松江はそもそも南洋群島に関心をもつた理由として、軍政期の二大製糖会社、西村製糖株、南洋殖産株、が「素人の事業」にも拘らず「無肥料で台湾の一倍の収穫」を収めたことをあげている。そして、当初は、南洋群島を表南洋との関連で意義づけるよりは、むしろ以下の三点に意義を認めたと述べている。

すなわち、「私から見てはどうしても糖業の宝庫としか考へられない」南洋群島が「完全に放擲されやう」とするのが「國家経済上實に勿体なく感じた」こと、この地域の開発で「日本の國際的威信の回復を計り度いと思つた」こと、「南洋に糖業を發展させ砂糖の自給自足を實現せしめること」が「製糖業を本職」としてきた自らの「正に快心の事業」と考えたこと、である。そこで調査を行つた結果、經營方法の改善、密林の開墾による甘蔗栽培地の拡大、労働力の調達、の三方策によつて製糖事業の發展は可能であると考えた。

一方、台湾の大日本、東洋、明治などの各製糖会社も、南洋群島進出を計画して調査を行つていた。しかし、各会社とも南洋群島は製糖業には不向きと評価を下したという（松江、四八—四九頁）。ま

た、東洋拓殖株は、臨時南洋群島防備隊民政部長の手塚敏郎から、南洋群島での事業を依頼された。そして、東洋拓殖株は、製糖業よりも棉花栽培に適するとの結論を出していた。⁽⁶⁾

これに対し、松江は、製糖業に対する悲観的觀測や前身会社の失敗は、彼が結論づけた三方策で克服できると考へ、これらの具体化を初期の經營方針とした。

以上みたように、松江の南洋群島への関心は、当初は一企業家としてのものから始まり、それが事業の發展によつて国策を担うものとしての自負を強めるようになつた。

すなわち、彼の強調する日本の過剰人口問題の解決とは、事業成功の鍵となる大量な低廉労働力導入のための論拠となつた。これは沖縄県側の移民送出の主張、「沖縄県の疲弊困憊の原因の一つは人口過剰に有り」、「今後沖縄県を救ふものは唯海外發展有るのみ」とし、南洋群島を「沖縄県民永遠の發展地たらしめん」とする主張⁽⁷⁾に呼応して、より正当化された。そして、後述のように、沖縄からの大量移民と東北地方の移民の導入に成功したことが、「南方に大和民族の活路」を開く実積となり、南洋群島を南方進出のための「ステッピングストーン」や「実驗地」にしようとする主張を強める背景になつたと思われる。このことは、松江が「蘭領ニユーギニア買収案」をはじめとして、日本の人団増加問題解決と南方進出を説く著作を次々とあらわしていくことにも明らかであろう。また松江の南方進出論及び南洋群島經營方針には、台湾で製糖にたずさわった経験の影響をみるとことが出来る。例えば、南洋群島を台湾の「とく南方進出の拠点とみなし、「科学的」な方法で經濟的南方進

出を実現しようという論理の展開は、台湾総督府の植民地経営論に範をとっていることが明らかである。

さらに、松江の主張は、海軍が軍政期に主張した南洋群島の経済的拠点化構想を、実践で裏づけながら継承していったものとみなすことも出来る。この意味において、南洋興発株の事業の展開は、一九三〇年半ば以降、海軍が再び「南進論」を強調する際の一つの実質的な根拠になったともいえよう。そこで、次に、南洋興発株の経営方針と、会社側の記録による具体化された経営内容を検討し、事業の主たる担い手となつた沖縄県人の導入政策について考察したい。

第二節 会社の経営方針にみる沖縄県人の導入

松江は、南方に設立する企業は「移民拓殖を第一の使命」にすべきと考え、南洋興発株の經營にこれを課した。また、移民拓殖の本義は「単に人を外に移せば良い」のではなく「健全な發展力に富む社会を海外に築くこと」にあり、これは、会社と移民の利害を「完全に一致せしめるといふ簡単なこと」で双方が発展することだと「確信」した。よって、南洋興発株の移民事業が「非常に発展」したのは、これらの実現にあつたと高く評価している（松江、八一頁）。

このように松江の移民拓殖論は、企業の利害が移民の利害に一致するとの確信のうえに展開している。そこで、次に沖縄県人導入との関連でその内容をみてみたい。

まず労働力の確保は、南洋興発株の經營に緊要な問題であった。それは松江が、サイパン島の密林開墾で数千町歩の肥沃な耕地を得ることが、事業成功に不可欠と考えたからである。しかし、彼は、その供給源を現地労働力には求めなかつた。これは松江が、現地住民は「完全な惰民」であり「現代の文化に順応させ、科学的に正規な産業労力の伍列に加へる」ことは「頗る困難」で、「能力を重んずる現代の産業には使用できない」と述べていることに明らかである。また、軍政期の労働力として大きな割合を占めた朝鮮人が募集されなかつた理由には、軍政期末に起こつた朝鮮人によるストライキが影響したものと考えられる。⁽⁸⁾

一方、沖縄県を募集地に選択したことに関して、松江は、「総ゆる意味に於いて特異な熱帯の孤島に、大規模の植民を「一挙に敢行」するためだと述べている。そして、松江が繰り返し主張する、企業と移民の利害の一一致について、互いの条件がそろつてゐる点が強調された。すなわち、企業の利益としては、内地で「最も人口過剰に苦し」んでいる沖縄県が、「急速に多数の移民を求める」のに適していた。そのうえ沖縄県人は、「早くから海外思想が發達し」、すでにサイパンに「相当進出」しており、さらに「幼児から甘煮に親しみを持つ」つていて、とみなされた。また、「ソテツ地獄」に苦しむ過剩人口の一部を、「余裕ある南洋」に移すことが「国策上極めて有意義」である、とされた（松江、八二頁）。この主張は、沖縄県での、移民送出を主張する論者たちが論拠とするものにまさに呼応したものであった。

移民側の利益については松江は言及していないが、彼が移民政策の理念として強調する、いわゆる「無産農民」の「救済」にあったと思われる。

「無産農民」の導入とは、松江が、日本の拓殖政策に有用であると強く主張し、南洋興発(株)の実績が「我国の植民政策のため甚だ喜ぶべき実験」となった、と高く評価するものであった。彼は、従来の移民拓殖の担い手であった、渡航費を自弁できる「中産以上の農民」は、「空疎な企業利潤の打算にのみ走りたがり、執拗な労働を以て土地を切り拓いて行く力には乏しかつた」と評価し、「無産農民」こそ困難な開拓に適すると考えた。そこで、その導入、雇用にあたっては、「殆ど當利会社の立場を超越し」「労務管理とも異なり地方自治機関の精神」で臨むべきである、とした。そこで、資金の貸与、諸設備の整備、「社営開墾」を特徴にあげ、これらは以下のような内容をもつた（松江、八八頁）。

第一には「純無産農家」導入をするため、諸資金を融通することである。つまり、渡航費一切⁽¹⁾、入植後一ヶ月間の生活費、耕作資金を全部貸与するものであった。これら前貸金は一戸あたり「少く一千円以上二千円」とあり、耕作資金返済には、製糖期七ヶ月間の利子を免除したという。⁽²⁾ 第二には生活必需品の貸与である。物資の大部分を内地からの移入に頼る情況から、会社経営の「酒保」で「安全確実なる供給」をおこなったとしている。農民は掛買が認められ、代金は「年を通じて無利息」で、毎期のキビ代およびその他の諸賃から天引された。第三は「合理的耕作条件」、すなわち

「農林省立案ノ小作法案ノ趣旨精神ヲ基準」とした小作契約である。不作、減作時には耕作料を免除するなど、移民の「生活の安定保証を本旨」とした、という。第四は「利潤分配法」の採用、すなわち甘蔗の買取価格決定に関するものである。各製糖期には南洋庁の許可のもとに一定の買取価格を定めた。その際、歩留や砂糖の市価に応じて「スライディングスケール」を用い、割増奨励金を出したという。この方法によつて、一戸あたり「一千数百円」になる前貸金も「数年を出でずして」完済され、さらに「相当の余裕を蓄積し着々富裕を加へつゝ」、あつたといふ。「利潤分配法」による移民生活の向上ぶりは、「到底内地に見得べからざること」と「欣快に堪へさる處」と、会社の資料は紹介している。最後に、南洋興発(株)⁽³⁾が「公共事業」と称するものがある。これは、会社の私設私営による道路の敷設、移民子弟のための教育機関の設置、保健衛生管理、そして、娯楽、運動、新聞發行などの「慰安」施設、であった。

次に、「社営開墾」とは、会社が小作人に開墾地を割当て、土地の情況に応じて予め開墾の難易を測定し、開墾費を決定するというものであった。開墾は、密林に農道を切り開いて区画し、約四町歩づつを割りあてて伐採させる。そして、製糖燃料用以外の樹木を焼き払つた跡に、小作人自らの住居を建設し、甘蔗栽培が始まった（松江、八四一八八頁）。

事業開始当時の開墾地は、サイパン島の「急峻」タッポーチョー山の背面の緩斜地に設定された。松江によると、開墾地は「密林と云ふより樹木の藪で、到底歩けるものではなく、天を压する大

木の間を灌木が一面に矢来を組んで居るから、素手では足の踏み入れ様もない」状況であった。この様子は、会社の宿舎から開墾地までを往復しつつ開拓する、労働の苛酷さを想像させるに足るものであろう（松江、一二五一六頁）。

こうして切り拓かれた耕作地は、次のように經營された。農場には小作地からなる小作農場と、会社直営の直営農場があり⁽¹⁴⁾、各農場の農務係員が監督にあたった。小作農場の農民は、区画ごとに「班」に編成され、これを単位にして刈り取り、搬出などの共同作業をおこなつた。また、会社の方針は班長を通じて伝達された。会社と農民、労働者の話し合いの場としては、後述する「蔗作共栄会」が設けられた。⁽¹⁵⁾

製糖にたずさわる移民の職種は、会社の資料によると、「作業夫」、「小作人（蔗作者）」、「準小作（一町農）」であった。しかし、これらは時期によって呼称が若干異なる。筆者が調べた範囲では、次のように説明された。

- 「一定の労働に従ふ現業員及び人夫」と「甘蔗栽培を經營する小作人」

（南洋興発株「裏南洋開拓と南洋興発株式会社の現況」一九二九—三〇年推定）

- ・「耕作者（小作農、準小作）」と「公定賃金を以て会社の自営農場及び耕作農家の下に稼働する」「作業夫」

（南洋興発株「南洋開拓と南洋興発株式会社の現況」一九三六年、一九三七年推定および一九四

五年）

一方、会社以外のものによる文献は、南洋興発株に関連する職種一般を次のように紹介する。

- ・「蔗作者」：「小作人」、「一町農」
- ・「蔗作労働者」：小作農場の「蔗作者自家労力」、直営農場の「農場作業夫」
- ・「製糖所従業員」：「社員」、「現業員」、「作業夫」

（大宜味朝徳「南洋群島案内」海外研究所、一九三七年）

また、元南洋興発株社員の話によると、雇用者の身分は「作業員」→「現業員」→「準社員」→「社員」→「役員」であり、「現業員」までが日給であった。そのほか、会社の雇用下ではなく、小作人の労働を補助する日雇い労働者、自ら土地を所有する自作農もあった。

「作業夫」は、一九三二年の記録では一日十時間労働で、定額標準賃金が一円、諸負作業で一円一十・三十銭であったといふ。すでにみたように、主に直営農場での農業、工場労働、その他の雜役などにたずさわり、雇用者のなかで身分的に最も低い地位にあつた。

「小作人」は、予め小作人として契約した者か、会社の直営農場または小作人のもとで半年から一年作業し、会社から成績優秀と認められたものであった。土地の割当では一九一九年ころの資料によると、単身者三町歩、夫婦五町歩とある。⁽¹⁶⁾ 一九三〇年代半ば以降の会社資料および聴取りによるところ、一戸あたり五六町歩の耕作地を割当てられることが普通で、休閑地・自家用地を除いて毎年四

町歩内外で甘蔗を栽培した。また、夫婦のほかに働き手一人という一戸三人の労働力をもつことが原則であったため、不足労働力は小作人自らが日雇い労働者（「蔗作者自家労力」）を雇用して補つた（松江、二〇二頁）。小作料は、収穫した甘蔗の一担料⁽²²⁾を納入し、それ以外は全て、「糖業規則」に従つて会社に売り渡した。

「準小作」は、三年二期作ゆえに「一町農」とも呼ばれた。小作人の労働力を補充し、製糖期の労働力不足や非製糖期の労働力過剰に対処するため、一九三一年に設置された。これは「正規の甘蔗小作人たるに至らしむる練習的過程」でもあったという。松江は、「多年の労力調節に苦んで来て全く独自」に創設した「非常に成功した制度」と述べ、南洋興発株経営の特色として高く評価した（松江、二〇一一一〇二頁）。

沖縄県人は、表2・表3にみると、「一町農」とも呼ばれた。小作人の労働力を補充し、製糖期の労働力不足や非製糖期の労働力過剰に対処するため、一九三一年に設置された。これは「正規の甘蔗小作人たるに至らしむる練習的過程」でもあったという。松江は、「多年の労力調節に苦んで来て全く独自」に創設した「非常に成功した制度」と述べ、南洋興発株経営の特色として高く評価した（松江、二〇一一一〇二頁）。

松江は、以上のような経営方針と組織のもとで、「無産農民」による移民拓殖を「成功」とみなし

た。そしてこの「成功」とは、「我国の純無産農民の農民階級は甚だ海外發展を喜ぶものであり、又

非常に賞賛すべき強靭性を持つて居るものであることを証明」し、「我国の拓殖国策を確立する上に於いて非常に貴重な材料になるもの」、すなわち、国際的評価につながるものと意義づけた（松江、八八一九〇頁）。しかし、この「成功」とは、企業の利害を実現した点においてであり、後述のように「無産農民」との利害一致という点では、全面的に肯定しうる評価ではなかつた。むしろ事業の「成功」は、沖縄県からの移民の導入と、沖縄県人に対する経営、すなわち、彼らに事業方針を遂行させたことによる企業利益の実現にあつた、といつても過言ではないと思われる。このことは、甘蔗の手入れに、沖縄で伝統的な「原山勝負」⁽²³⁾を取り入れるといった、技術的な分野のみではなかつたといえよう。すなわち、「締める意味に於いて特異な熱帯」で沖縄県人達が「執拗な労働を以て土地を切り拓く」いてゆくような状況を作り出すことでもあつたのではないか。

そこで以上の点を考慮しつつ、松江の経営方針が実際はどういったものであり、沖縄県人によつていかに実現されていったのかを検討するため、一九二七年にサイパン島におこつた沖縄県人のストライキを概観する。そして、このストライキを契機として、松江が「無産農民」＝沖縄県人政策の問題点をどう認識したのかを明らかにしたい。

注

(1) 福島県会津若松出身。一八九九年東京高等工業学校卒、同年大日本製糖株入社、一九〇五年ルイジアナ

大学砂糖科卒、同年フライデルフィア市スプレックス製糖会社入社、一九一〇年大日本製糖(株)を退社し、台湾の斗六製糖(株)の専務取締役に就任、一九一五年新高製糖(株)の取締役に就任、一九一七年同社常務取締役に就任、一九二〇年同社辞任し南洋群島調査の準備に着手。一九二二年南洋興発(株)専務取締役、一九三〇年同社取締役社長、一九四〇年同社取締役会長、一九四三年同社相談役、一九四五同社閉鎖機関指定により、相談役辞任。また、国営企業である南洋拓殖(株)の参与理事、南洋貿易(株)取締役、糖業協会(社)理事、南洋協会(社)理事ほか、複数の兼務職をもつ（南興会「南興史」一九八四年、一四五一一四八頁）。

(2) 「吾國の人口問題と大南洋確保の急勢」（一九三五）、「世界平和と植民地再分割論」（一九三六）、「南方国策の強化とその障害除去について」（一九三六）、「ニューギニア問題解決の急務」（一九三七）、「非常時局と南方發展」（一九三七）、「蘭領ニューギニア開拓による大棉花作計画及び木材バルブ計画案」（一九三八）、「歐州動乱の勃發と南方問題」（一九三九）（南興会「南興史」一九八四年、一四九頁）。

(3) 表4を参照。

- (4) 南興会、前掲書、および「南洋興発(株)営業報告書」による。
- (5) 松江春次「南洋十年」吉田清編「委任統治地域南洋群島解説写真帖」研文社、一九三一年。
- (6) 防衛厅「戦時書類 南洋群島関係 諸報告」。
- (7) 新垣金造「移民之友」移民之友社、一九一六年、六頁、一一一一頁。
- (8) 今泉、前掲論文、一九九〇年、十二頁。
- (9) 「西村拓殖(営業報告書)」第一期（1919.11.18—1920.9.30）には、労働者総数七四四名のうち、「内地人一四七名、沖縄人四〇一名、朝鮮人一九六名」とある。
- (10) 以下については、南洋興発(株)「裏南洋開拓と南洋興発株式会社の現況」一九一九—三〇年推定（以下、南洋興発(株)A、と略）、および南洋興発(株)「南洋開拓と南洋興発株式会社の現況」の一九三六年（以下、南洋興発(株)B、と略）、および「南洋興発(株)營業報告書」による。
- (11) 昭和四年度と思われる資料には一人あたり百円以内である。南洋興発(株)、前掲書A、一〇頁。
- (12) 一年の製糖活動は、刈取りと製糖を行う一月から七月の製糖期と、それ以外の非製糖期の二期にわかれ、非製糖期には「労力の需要が殆ど半分」であった（松江、一二頁）。
- (13) 一九三一年にサイパン製糖所附属幼稚園を設立。専門教育としては、サイパン（一九三五）、テニアン（一九三五）、ロタ（一九三六）の各製糖所に付属補習学校を設立し、高等小学校以上の学生に、予科では普通科、本科では農務、工務、事務の三科の専門教育をおこなった。また、一九三六年にはテニアン製糖所に附属専修学校を設立した（伊礼真栄編「南洋興発(株)附属専修学校校誌」一九九〇年）。
- (14) 宿舎のあるチャランカノアからは直線距離にして約8 kmあった。
- (15) サイパン島では一直営農場と四小作農場、テニアン島では一直営農場と四小作農場、ロタ島では一直営農場と一小作農場があつた。
- (16) 班長は原則として選舉によつて選出されたが、最終的には会社の意に適した人物が選出されるよう、操作があつたという（一九九一年五月、元南洋興発(株)テニヤン島小作人班長の談、筆者聞き取り）。
- (17) 本稿、第三章第二節を参照。
- (18) 矢内原、前掲書、一〇九頁。
- (19) 大宜味朝徳「我が委任統治南洋群島案内」南島社、一九三〇年、六八頁。
- (20) 南洋興発(株)、前掲書A、一〇頁。
- (21) 南洋興発(株)、前掲書B、C、十六—十七頁。
- (22) 委任統治委員会への報告書には、一九一〇年当時は「割から三割」とある（外務省「日本帝國委任統治地行政年報」一九一六年度）。また、会社の資料によると、一九一九年ころは「平均一割七分」（南洋興発(株)「南洋興発(株)」一九一六年度）。

(株)、前掲書A、十二頁)、一九三六年には「平均一割五分」(南洋興発株、前掲書B、十八頁)、一九三七年

ころは「平均一割二分」(南洋興発株、前掲書C、十六頁)、と年を下るに従つて減少している。

(23) 松江は、この制度を「沖縄県の奈良原知事が沖縄の農業開発に奏功した」と記してゐる。これは農場の小作人を幾つかの組に編成し、その組が共同責任で甘蔗を栽培、管理する、一種の「管理競争」、「農事競争」だとした。この制度では、最終的に農場の係員が、各団体毎に「手入の良否を審査して優劣を決定し、優勝団体には優勝旗を授与し、奨励金を交付」したほか、各団体内で「精農」を表彰した。聴取りによると、南洋庁主催で、「刈取り競技会」「運搬競技会」(一九三一年)としても行われ、賞品は自覚まし時計、タオル、反物や、素麺、米などの食料品であつたという(一九九二年一月、具志川「南十字の会」筆者聴取り)。松江は、「原勝負」を、沖縄県人が多いために「特にその盤の名称を踏襲することにした」と述べている(松江、一四一一四二頁)。

第三章 南洋興発株の沖縄県人政策がもつ問題点

松江の主張によれば、事業の成功は会社と移民の共存共栄を基礎として相互の発展が実現された上に成立するものであった。しかし、「南洋開拓拾年誌」のなかで、ストライキが言及されていることは、実際には労使間に問題が存在したことを示唆するものといえよう。

このストは、一九二七年にサイパン島の南洋興発株に雇用された沖縄県人によるもので、当時のサイパン島在住沖縄県人の殆どが当事者となりつるような大規模なものであつた。⁽¹⁾こういった動きは、

松江の主張する「無産農民救済」政策に対する、沖縄県人の問題提起とどちらられる一面を持つ。そこで、本章では一九二七年のストについて概観し、これを契機に松江が經營の中での問題と認識した点を検討することで、南洋興発株が沖縄県人をどう位置づけ、彼らに何を求めていたのかを考察したい。

第一節 一九二七年のサイパン島ストライキ⁽²⁾

この事件は、「賃銭の事から沖縄人の罷業 四千名の農民人夫ら南洋興発会社と争う」との見出しがつけた、一九二七年二月九日付けの『大阪朝日新聞付録九州朝日』に確認できる。発端は、会社が一円二十銭とした日給の支払い契約を履行しなかつたことにあつた。⁽³⁾すなわち、南洋興発株が実際に刈り取った甘蔗千斤あたり四十四銭しか支給せず、「優秀人夫でさへ日に一千斤しか仕事できない実状では、契約金に遙か及ばないことにあつた。

そこで一月十一日、沖縄県人夫(すなわち作業夫などの労働者)ら約四千名が結束し、会社に対して千斤あたり五十六銭の支払いを要求した。会社側は人夫に対して一旦、契約通りの額を支給した。そして、今後の方策として、会社が人夫の雇用者である小作人に刈り取り代として四十四銭を支払い、不足分の十六銭は小作人に支出させ、千斤あたり六十銭の要求額を満たすような「狡猾な妥協案」を提示した。しかし、小作人も沖縄県人であつたことから「県人同志相争ふ」とになり、ついに小作

人、人夫が「期せずして」一致団結し、ストライキに至ったという。この際、小作人、人夫側は「共栄会」を組織し、約千四百円の軍資金を用意した。地元沖縄県でも、「沖縄海外協会に貴衆両院議員沖縄青年同盟その他の団体いづれも」解決について協議し、青年同盟は演説会の開催によつて軍資金を調達し、応援することになっている、と報じられている。

このストについて、松江は第五回製糖開始（一九一七年一月六日）後間もなく、数日間全作業が休止したが、「田満に解决」と記している（松江、一五六一—五八頁）。ストの原因是、「当時は建設発展にのみ意を奪はれ」、移民との「意思の疎通に比較的力を注ぐことが足らなかつた」点と、「会社当時員等は労働問題に付て全く無関心で争議ブローカーの存在など」に気づかなかつた点にあるとした。そして松江は、このストを経験したことにより、南洋群島での事業について次の三つの問題点を認識した。

第一には、南洋群島では「交代労力の全く無い、即ち争議が勃発しても之を補充すべき労力の絶対に得られな」こと、第二に「警察力が全く微弱で、争議が勃発しても之が何う云ふ情勢に赴かうとも、之を抑制すべき方法の絶対無い」こと⁽⁴⁾、第三に「官庁も民間も内地の様に有力な緩衝力は全く持たない」ことである。よつて南洋群島は、「近代の労資対立の思想を以てしては、不安で到底事業經營の如き出来る處ではない」と結論づけた。

そこで次に、これらの点が松江の「無産農民」＝沖縄県人政策に具体的にいかなる影響を与えたの

かを見てみたい。

第二節 経営に与えたストライキの影響

第一点の労働力補充に関しては、移民募集地を沖縄県以外に再選定しつつ、さらに労働力を導入する方針とした。

松江によると、一地方の移民に偏ることは「南洋の健全なる發展」に妥当ではないとの考え方から、鹿児島、福島、山形、岩手に募集地を求めていたとしている。しかし、選定には、内務省の統計によつて「当時最も小作争議の少なかつた」地域を条件とした、とある。これは、沖縄からの募集の抑制が前提となっていたと推測される。東北地方からの移民の実現は、寒冷地の日本人も熱帶地の開拓が可能であるという結果をもたらし、このことが、日本の拓殖政策に好都合の実績となりえた、と松江は評価した（松江、一八一頁）。

しかし、当時、労働力の補充が呼ばれていたことはうらはらに、過剰労働力が深刻な問題となつていた。これは、非製糖期に、とりわけ甘蔗栽培に関連した分野で労働力需要が半分になることから、多くの失業者がされることにあつた。しかし、このような状況にもかかわらず、一九一八年から始まつたテニアン島の開拓、製糖期の労働力不足から、「労働移民」としての「無産移民」の導入は増加の一途を辿つていた。

一方、南洋興発㈱では小作農場から直営農場へと経営の重点をかえつた。それは、直営農場の作業夫による甘蔗栽培には割増金制度はなく、「市況利得は全部会社の収得」になること、労働力の移動も容易であったことなどから、経営者側には有利であったためと推測される。⁽⁶⁾

この直営農場に雇用される作業夫にも、渡航費の前貸し制度は適用された。しかし、小作人に比較して余剰収入を得る余地は少なく、さらに、現地での生活費も掛金によって事実上借金に加算されていったことから、彼らは「前借奴隸」⁽⁷⁾としての地位におかれざるえなかつたことも想像に難くなつた。よつて、南洋興発㈱が過剰労働力の問題を抱えつゝも、「労働移民」すなわち作業夫の導入を続け、そのうえ沖縄県以外の地域が募集地となつたことをあわせ考へると、沖縄県人作業夫は、労働条件、生活状況に於いてさらに厳しい環境に置かれたものと思われる。

第二点の紛争の抑制に関しては、南洋庁の支援による「治安維持」としての法の整備や警察力が強化がされたと推測される。「治安警察規則」（一九二九年七月）と「新聞紙取締規則」（一九二九年九月）は、その一例と考えられる。南洋群島は委任統治下にあるため、国内法は勅令、府令で制定されて運用されたが、一九二五年の「治安維持法」は同年、勅令で南洋群島にも施行されていた。「治安警察規則」は、「政事ニ関スル結社」や集会を届出制とし、南洋庁長官が、「公安ヲ保持スル為」に必要と認めた際、これを制限、禁止することとした。特に集会では「公開ヲ停メタル訴訟ニ関スル事項ヲ講談論議スルコト」を禁じ、警察官吏を派遣して監視することにした。また、「政事」以外の集

会も同様な監視を行いうること、女子、未成年者、「日本臣民ニ非サル者」（外国人や現地住民）の結社加入を禁じることも定めた。一方、「新聞紙取締規則」は、新聞發行を許可制とし、新聞の移入も、「公安ヲ禁シ」「風俗ヲ書スルモノ」は禁じた。また、掲載内容も、公判開廷以前に検事が差押えた事項、官署の非公開事項や請願、そして軍事、外交に関する記事の制限を定めた。以上の二規則は、ストライキに南洋庁の強い介入があること、外国人や現地住民との連帯の阻止、そしてストを指導し、支援する内外の情報を制限するものであつた。⁽⁸⁾

また、ストライキの主導者達は土地の取り上げなど、法律以外の手段で南洋庁や南洋興発㈱から様々な圧力がかけられたといわれる。⁽⁹⁾サイパン島では南洋興発㈱が「サイパンの興発か、興発会社のサイパンかと、思ふむる位、島内総ての支配権を握つて」おり、会社への抗議は「直ちに退島命令に値ひするもの」⁽¹⁰⁾であった。つまり、「会社の主任、幹部等の感情を害した場合には、直ちに追出しを喰い、また請願を行えば、その「張本人を片端から調べ上げて土地から立退きを命ずる」ような状況であったという。特に小作人は、契約期間中でも、会社に不都合とみなされた場合は契約を破棄された。⁽¹¹⁾

第三点の「有力な緩衝力」とは、「蔗作共栄会」（以下「共栄会」）を労使間で組織したことで実現したと思われる。⁽¹²⁾

「共栄会」はそもそも、労働組合が許されぬが故に、雇用者が組織したことで実現

導であらたに組織された「共榮会」は、会社の經營体制に組み込まれたものであった。当時の南洋群島事情を紹介する書物には、「共榮会」について、次のように記している。⁽¹⁵⁾

「共榮会」の会長には会社職員が、また役員には甘蔗耕作者および作業夫の「正会員」もしくは、各製糖所職員の中から会社が推薦した「協賛会員」が就いた。そして、本部、支部で協議を行うほか、支庁長、法院長、会社在島重役などで組織された諮問機関を設けた。主な活動は、共済事業や金融組合のほか、「農事奨励会」にて農園の風紀改善を含めた管理状態を審査し、農場、班、個人を表彰すること、また療養所の管理、「退耕者」の引継ぎ物件の評価、運動会などの慰安活動であった。

この資料では、「共榮会」が「闘争主義的」労働組合とは異なるとして、以下五点の特徴をあげている。第一に「飽く迄労資の援助協力による「平和主義の方法で目的を達する」こと、第二に会社職員の参加、第三に事業別の範囲での「縦の団体」であること、第四に「当該事業に於ける従業員により指導」されること、第五に財政に会社の補助を受けること、である。

松江は「共榮会」により、「移民との関係は忽ち」「本来の家族的関係の自覚に戻り、其の後粉擾の如きは全く跡を断つに至った」と評価している。しかし、以上の諸点からみると、協議機関というよりも、むしろストライキの中枢となつた「共榮会」を、会社および南洋府の監督下におき、統制するものであつたとみなせるであろう。

ところで、松江は、このストライキを通じて「実質的施設の外に意思の疎通と云ふことの如何に重

要であるかに思ひ至」つたと記している（松江、一五八頁）。すなわち、「無産農民」の導入には「普通の労資関係とは比較にならない緊密な関係があるべきで」、これは「当社を家長とした大きな家族的団結」といい得る、と述べている。つまり、ストライキのもうひとつ影響は、南洋興発（株）の經營理念に、「家族的」関係に基づく労資関係を強調する、一つの契機をもたらしたと思われる。⁽¹⁶⁾

さらに注意すべき点は、松江がストライキの原因を「意思の疎通」の欠如にのみ求め、「実質的施設」つまり、「無産農民」の「救済」と特徴づけた諸制度には何ら矛盾は存在しなかつたという認識であるう。

以上みてきたように沖縄県人は、開拓初期の困難な時期に於いて松江の經營方針を実現しうる労働力として導入された。松江が沖縄県人に求めたのは、経済的に最も窮乏しているがゆえに苛酷な労働に耐え、労働条件の矛盾を認識するよりは会社の諸政策を「救済」として受容し、「企業利潤の打算」を求めずに「執拗な労働」を担う「無産農民」、であった。実際、低廉かつ大量な労働力導入の呼び水として貸与される借金の累積と、過剰労働による生業の脅威は、経済的に困窮した沖縄県人が会社の提示する条件下で労働せざるをえない状況を生んだものと推測する。この点において、沖縄県人は經營者側の方針に適つた存在となりえたといえよう。南洋興発（株）はストライキの勃発後、移民募集地を沖縄県以外に求めながら、実質的には沖縄県人に依存せざるをえなかつた。このことは、甘蔗栽培の熟練者であるという理由に加え、沖縄県人が会社側の求める労働者の条件を満たしていたことに

もあつたと考えられる。

一方、ストライキの勃発は、会社の「無産農民」＝沖縄県人に対する処遇が、彼らにとつて矛盾と認識されたこと、また、これに抗議しむる力を持つたことを意味する。しかしながら、松江は「いつた状況を認識するよりはむしろ、「共栄会」の設立、家族共同体的信頼関係の強調、そして法制度の整備によって、沖縄県人の不満を抑え込み、むしろは拡散させる」として解決を見いだした。そして、一見ゆるやかに、しかしそれ強固に会社の経営組織に組み込んだといえるのであらう。

一九二七年のストライキに関しては、資料上の制約から、経営者の認識および経営方針への影響についてしか問題の所在を明らかにすることはできなかつた。実際の沖縄県人の労働状況、南洋興発株経営の実態に関するやるなる検討は、資料の発掘を進めながら行いたい。

注

- (1) 一九二七年サイパン支庁全日本人人口七〇九五人、うち沖縄県人は四七七九人であった。後述のように、ストライキ参加者は四千人と言われる。
- (2) ストライキに関しては、事件そのものに関する文書史料が未発掘である」と、事件関係者のうち生存者が少ないといった諸事情があり、現在のところ、事実の提示には困難が伴う。しかし、確認できる範囲で事件の原因を提示したい。本稿では「南洋開拓拾年誌」の記述に一致するものとして、一九二七年のペトロライキをとりあげた。また、聴取り資料および先行研究のなかで指摘されているストライキは、一九二二

年、一九二七年、一九二八年十一月、一九三一—一三一年、がある。一九二三年のストライキは、高額な小作料の徴収、砂糖取引額が低額である」となどから、小作人が「生活困難」に陥り、小作料軽減を要求したもの、と報じられている（『東京日々新聞』一九二三年十一月二十三日、『台湾日々新報』一九二三年十一月二十四日）。一九二八年のストライキは、三千余名からなる沖縄県人が「差別撤廃」を要求して約五十日にわたりて決行し、県人側が漢那憲和代議士を招いて交渉にあつた、といふものである。（浦崎康華「逆流の中で」沖縄タイムス社、一九七七年、一八九一—一九〇頁）。一九三一—一三一年のものは、甘蔗の計量に対する不正に端を発し、沖縄県から海上聟人、伊礼警などを呼んで交渉にあつたといわれる（前川守仁「海上聟人とその時代」ひるぎ社、一九七八年、一五三一一一六一頁。浦添市郷土資料室蔵「浦添市史聴取り資料」）。

(3) 他にも、直営農場での他府県人との賃金格差、小作農民の出荷する甘蔗料量測定や、甘蔗の糖度を検査するブリックス測定の不正も原因であつたといわれている（浦崎、前掲書、十八頁。前川、前掲書、二五一页。浦添市郷土資料室蔵、前掲史料）。

(4) 沖縄からスト平定のため南洋群島へ招聘された仲本興正警部補が、職を辞して県人側についたといつてある。彼は後にサイパン県人会長をつとめた（前川、前掲書、一八八頁、および一九九一年八月十七日、仲本興徳氏の談話、筆者聴取り）。

(5) 会社の記録によると、「南洋開拓拾年誌」の書かれた一九二三年頃までの労働移民総数は、次の通りである。第十期（1928.10.1-1929.9.30）11' 四六〇名、第十一期（1929.10.1-1930.4.30）11' 八九六名、第十一期（1930.5.1-10.31）11' 一七二名、第十四期（1931.5.1-10.31）11' 一五四名、第十五期（1931.11.1-1932.4.30）11' 一五九名、第十六期（1932.5.1-10.31）11' 一六〇名、第十七期（1932.11.1-1933.4.30）11' 一一五名（「南洋興発株式会社報告書」各期）。

(6) 矢内原忠雄、前掲書、一〇九頁。矢内原は直営農場重視について「生産費低下利潤増大の趣旨」に起因すると指摘している。

(7) 矢内原忠雄【帝国主義下の台湾】岩波書店、一九八八年（一九一九年年初版）二五八—二五九頁。ここで台湾の「蔗農」への前貸金について次のように論じている。すなわち、前貸金は「名義上耕作資金」であるが「蔗農の窮乏なる之に生活資金たる性質を帯び、「蔗価の廉なる前貸金の元利控除の後往々手取金を残さず、従つて農民の多くは生活上年々会社よりの前借を継続せざるをえない」。よつて、「蔗農」は実質的には雇用された「前借奴隸」である。

(8) 外務省条約局法課、前掲書、後編、一九六三年、九九一—〇四頁。

(9) 浦添市郷土資料室所蔵、前掲資料。

(10) 大宜味朝徳【南洋サイパン島案内】南島社、一九三〇年、十五頁。

(11) 銀平名智太郎、前掲記事、二八頁。

(12) 伊礼肇「南の生命線南洋の産業」「日本講演通信」第二二一一号、一九三四年一月十五日号。

(13) サイパン島では一九二七年十一月、テニアン島では一九二九年四月、ロタ島では一九三五年九月にそれぞれ結成された。

(14) 浦添市史郷土資料室所蔵、前掲資料。

(15) 大宜味朝徳、前掲書、一九三七年、一六六—一七一頁。

(16) 共済事業は共済申し合わせ規約により、千円程度を支出して共済をおこなつた。また金融組合では「耕作人一町農、一口五円の株式投資と会社の低利資金貸出し」で毎年二万数千円の貸出しを行い、「耕作人一町農の原料代を目当とする高利貸の吸血から救う方法を講じ」た（大宜味、同前書、一六九頁）。

(17) このことは、松江が非常に愛したという「南興精神綱領」にみることが出来る。作成にあたっては、

むすびにかえて

南洋興発(株)が特色とした「無産農民」の導入とは、苛酷な自然環境のなかで開拓を遂行しうる、大量かつ低廉な労働力を急速に確保することであった。この点では、「低廉なる生活に甘んじ能く艱苦に耐え猛烈に働くことに於て内地人の到底追及べからざる」というステロタイプ化された沖縄県人観やその経済的背景が、募集地選択の大きな要因となつた。なかでも労働者としての沖縄県人認識は、いかなる条件の下でも寡黙に労働を提供する人間、すなわち「徳川時代から何百年にわたる圧政によつて形造られた」、「貧しい生活に平然とし」、「生活の向上といふ考へを」「生まれたときから持つて居な」という評価に典型的な、古くからの沖縄県人観に通じるものといえるであろう。本文で論じた南洋興発(株)による「無産農民」としての沖縄県人政策、および沖縄県人によるストライキに対する経営者の対応はこれを裏づけている。

南洋群島引揚者からは、「サイパンでは学問がなくても、言葉が出来なくても、沖縄人が多いから儲けることが出来る」⁽³⁾ときいて渡航し、辛くとも沖縄よりは豊かな生活を送れたり、楽しいことも多かった、という話をよく聞く。例えば、三食とも白米が食べられたこと、南洋興発(株)の酒保では月に「米一俵、味噌一樽、ソーメン一箱」単位でつけ買いができたこと、などが決まって語られる。南洋群島で生活した沖縄県人に、一面的に「苦労」や、「悲惨さ」をイメージすることは適当ではないし、国策の犠牲者としてのみ位置づけることも妥当ではないであろう。しかし、こういった「良き思い出」によって国家や企業の抱えた矛盾が看過されではならないし、また次のような沖縄県人の位置づけが歴史的にくり返されてきた事実には留意せねばならないと思う。

すなわち、南洋興発(株)の沖縄県人の大半は、低廉な労働力のたやすい供給源として経営の最末端におかれた一方で、「南方に大和民族の経路」を開き、日本の「拓殖国策を確立」したという、南方進出の最先端にもおかれた。こういった位置づけは、日本統治下の南洋群島、ひいては南洋全域での沖縄県人への評価に典型的なものであった。またこれを歴史的にみると、明治以来の日本政府の対沖縄政策——たとえば台湾統治での沖縄県人の利用など——の特徴としてもとらえることができる。⁽⁴⁾さらに、沖縄側が積極的に「南進」政策に呼応する場合、ここに「大和民族」としての評価を求めるを考えなかつたことに、沖縄がもつ歴史的特殊性があるといえよう。こうした諸要因のうえに国策「南進」が遂行されていったのではないだろうか。以上の点からみると、南洋興発(株)の沖縄県人政策は、日本人

のステロタイプ化された沖縄県人観、明治以来の対沖縄政策の延長線上に位置づけられると考える。

松江は、一九二七年のストライキを契機に労使間がさらに強固な関係になつたと強調する。しかし、一九三〇年代に入って再びサイパン島で沖縄県人達による労働争議が起つた。この時期は、南洋興発(株)の事業が軌道にのり、新たな展開を見せる時期でもあつた。一九二七年のストリーキによって、経営に既述のような修正がなされたにもかかわらず、再び沖縄県人側から問題が提起された。このことは、一九二七年的時点では経営者側が認識しえなかつた問題の存在、もしくは新たな矛盾の発生を意味すると考える。よつて一九三〇年代初期のストライキには、「無産農民」、すなわち沖縄県人政策の矛盾がより深くよみとれるのではなかろうか。

本稿では、南洋興発(株)の沖縄県人の導入方針を、主に松江の著書に依拠して考察した。よつてこの件に関するては、松江の思想的背景、他の経営者も含めた経営方針の決定過程やその実際、沖縄県人の実情などについて、史料の発掘を進めつつ明らかにしてゆきたい。また、一九三〇年代初期のストライキに照らした南洋興発(株)の沖縄県人政策、および南洋府の沖縄県人政策についての検討は今後の課題としたいた。

注

(1) 仲真良徳「沖縄救済とブラジル」
湧上聰人編『沖縄救済論集』琉球史料復刻領布会（初版一九二九年）

復刻一九六九年、一四四一—四五頁。

(2) 古川寅二「赤坂畠中説」東京八重林店、一九四〇年、二十六頁。

(3) 渡名崎庸治「チャバード野菜組合をつくらる」『浦添市史』第五卷紙森彌四。

(4) 明治政府は台湾殖民地支配の「平均」による沖縄県人を適用して、彼らを「内地人」、すなわち「日本人」とは異なる扱いをして、在台日本人社会の底辺に位置づけた（又吉盛清「日本植民地」の台灣と沖縄）。

資料に限らず、日口英氏、我部政男氏、鶴城保氏、長岡安彦氏など沖縄県南洋群島に揚若ぬる沖縄発達関係者の皆様の厚意を蒙りました。ことに御礼申上げます。

表1 南洋群島在住者人口表

年	総数	現地住民	日本人*1	外国人	日本人				
					中	本籍	地別	上位3位	
1922	51,086	47,713	3,310	63	沖縄	702 (21.2)	% 東京	693 (20.9)	% 神奈川 120 (3.6)
1923	54,358	49,090	5,203	65	"	2,391 (46.0)	"	797 (15.3)	" 福岡 120 (2.1)
1924	55,186	49,576	5,550	60	"	2,508 (45.2)	"	829 (14.9)	" 神奈川 109 (2.5)
1925	56,294	48,798	7,430	66	"	3,894 (48.4)	"	963 (13.0)	" 福岡 175 (2.4)
1926	57,466	48,994	8,395	77	"	4,351 (51.8)	"	979 (11.7)	" 福岡 262 (3.1)
1927	58,816	48,761	9,979	76	"	5,132 (51.4)	"	1,105 (11.1)	"
1928	61,086	48,545	12,460	81	"	6,615 (53.1)	"	1,632 (13.1)	"
1929	64,921	48,617	16,202	102	"	8,289 (51.2)	"	1,815 (11.2)	" 鹿児島 370 (3.0)
1930	69,626	49,695	19,835	96	"	10,176 (51.3)	"	2,190 (11.0)	" 福島 914 (5.6)
1931	73,027	50,038	22,889	100	"	12,227 (53.4)	"	2,334 (10.2)	"
1932	78,457	50,069	28,291	97	"	15,942 (56.4)	"	2,713 (9.6)	"
1933	82,252	49,935	32,214	103	"	18,212 (56.5)	"	2,851 (8.9)	"
1934	90,651	50,336	40,215	100	"	22,736 (56.5)	"	3,494 (8.7)	"
1935	102,537	50,573	51,861	103	"	28,392 (55.9)	"	4,053 (7.8)	"
1936	107,137	50,524	56,496	117	"	31,380 (55.5)	"	4,310 (7.6)	"
1937	113,277	50,849	62,305	123	"	34,237 (67.3)	"	4,369 (8.6)	"
1938	122,969	50,998	71,847	124	"	41,201 (80.8)	"	4,710 (9.2)	"
1939	129,103	51,725	77,254	124	"	45,701 (59.2)	"	4,484 (5.8)	"
1940	135,708	51,106	84,478	124	"	—	"	—	"
1941	141,259	51,098	90,072	98	"	—	"	—	"
1942	143,752	48,257	95,392	103	"	—	"	—	"
1943	148,972	52,197	96,670	105	"	—	"	—	"

単位：人
計

「南洋群島統計年鑑」および「南洋群島統計年報」各期、および外務省「日本統治の沿革を示す南洋群島に関する統計」1954年、より作成。

*1 台湾人、朝鮮人を含む。

表2 従業員出身地方別内訳

1929年4月現在

地 方	職 業	現 葉 葉	農場雇用者	工 場 鉄道 雇 用 助 人夫	計	全従業員中 割 合 (%)
沖 縄 地 方		122	629	2,369	3,120	79.05
九 州 地 方		30	68	362	460	11.65
東 北 地 方		2	148	13	163	4.13
小笠原・八丈地方		10	127	4	141	3.57
関 東 地 方		12	9	—	21	0.53
関 西 地 方		5	—	—	5	0.13
中 国 地 方		2	3	—	5	0.13
四 国 地 方		3	1	—	4	0.10
朝 鮮		25	1	25	28	0.71
計		188	986	2,773	3,947	100

南洋興発㈱「英南洋開拓と南洋興発㈱の現況」1929-1930年推定、より作成。

単位：人

表3 農作従業者 上位5位出身地別内訳

年	船 種	小 作 人	準 小 作	自 作 農	作 葉 夫	計	全農作従業員 中割合 (%)
1922	純	3,702	1,541	449	4,700	10,392	58.2
1923	島	1,075	385	—	739	2,199	12.3
1924	京	1,078	134	107	127	1,446	8.1
1925	形	704	141	—	408	1,253	7.0
1926	兒	592	197	—	381	1,170	6.6
総	数	7,696	2,674	723	6,748	17,841	100

大村味朝徳「南洋群島案内」海外研究所、1937年、より作成。

単位：人

表4 南洋庁歳入にしめる租税收入および出港税

年	船 種	租 税 収 入 (%) * 1	出 港 税 * 3 (%) * 2
1922	6,541	—	8 (—)
1923	5,541	—	103 (—)
1924	6,260	363 (5.8)	282 (77.7)
1925	6,409	771 (12.0)	652 (84.6)
1926	7,008	814 (11.6)	688 (84.5)
1927	7,599	1,112 (14.6)	1,017 (91.5)
1928	7,629	1,122 (14.7)	1,007 (89.8)
1929	7,446	1,056 (14.3)	892 (83.7)
1930	7,367	1,874 (25.4)	1,762 (94.0)
1931	7,699	3,189 (41.4)	3,074 (96.4)
1932	7,954	3,212 (40.3)	3,090 (96.2)
1933	8,249	3,152 (38.2)	3,037 (96.4)
1934	8,098	2,800 (34.6)	2,692 (96.1)
1935	9,276	4,191 (45.2)	4,052 (96.7)
1936	10,158	3,672 (36.1)	3,506 (95.5)
1937	10,740	5,513 (51.3)	5,256 (95.3)
1938	13,418	9,241 (68.9)	8,123 (87.9)
1939	16,246	9,729 (59.9)	8,210 (84.4)
1940	19,187	10,618 (55.3)	8,663 (81.6)
1941	23,143	12,818 (55.4)	10,430 (80.2)
1942	26,302	14,495 (55.1)	10,211 (70.4)
1943	28,451	17,292 (60.8)	10,716 (61.8)

南洋庁統計年鑑、「南洋統計年報」、「南洋群島現勢要覧」各期、より作成。

単位：千円

* 1 歳人総額中の割合
* 2 租税收入全体の中の割合
* 3 出港税の内訳は「砂糖」「糖蜜」「酒類」「酒類飲料」で殆ど全てが南洋興発㈱の納付金となりつかえない。